

京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年6月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第26号

京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号ナ中「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）職住共存特別用途地区建築条例」の右に「（以下「職住共存条例」という。）」を加え、同号中ナをニとし、トをナとし、テをトとし、ツをテとし、チをツとし、タをチとし、ソをタとし、セをソとし、スをセとし、シの次に次のように加える。

ス 法第60条の2第1項第3号

第3条第1号に次のように加える。

ヌ 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）御池通沿道特別商業地区建築条例（以下「御池通沿道条例」という。）第4条第1項ただし書

第3条第2号に次のように加える。

ス 職住共存条例第4条第1項括弧書き

セ 御池通沿道条例第4条第2項括弧書き

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

（都市計画局建築指導部指導課）